

泉
屋
叢
考

第
拾
壹
輯

泉屋叢考

第拾壹輯

四 別子稼行以前の住友鑛業

附錄

元祿十三年辰五月の覺
元祿十五年の諸國銅山覺
元祿十六年の諸國銅山覺書
主要銅山出銅高の覺

別子稼行以前の住友鑛業

出羽之内稼申山

出羽之内稼申山

一 幸坐山

出羽所出炭

本下

出羽所出炭

出羽之内稼申山
一 幸坐山

出羽所出炭
本下

出羽所出炭

出羽之内稼申山

出羽之内稼申山

出羽之内稼申山

出羽之内稼申山

出羽之内稼申山

出羽内稼

出羽内稼申山 一人代り一人て出羽

内稼申山 一人代り一人て出羽

是亦老後、妙なり

申山一人七在位

初出川下、言厥事、言改治河、言改治

而事不成就、言改治河、言改治

山、言改治河、言改治

申山一人七在位

丸太の行状は如何なるに依りて

一 板皮 板皮 如何なるに依りて 如何なるに依りて

日本国に如何なるに依りて

一 赤子 石段 云物 一又 石段 板皮

如何なるに依りて

一 西雲 如何なるに依りて

如何なるに依りて

如何なるに依りて 如何なるに依りて 如何なるに依りて

如何なるに依りて

如何なるに依りて

一 十指 如何なるに依りて

如何なるに依りて 如何なるに依りて 如何なるに依りて

別子銅山開坑以前の住友稼行鑛山概圖



◎表記鑛山所在地一覽

十和田鉛山	秋田縣鹿角郡小坂町	永松銅山	山形縣最上郡大藏村
鶴銅山	秋田縣鹿角郡小坂町	幸生銅山	山形縣寒河江市幸生
立石銅山	秋田縣鹿角郡十和田町	黑澤村銅山	福島縣河沼郡柳津町
西堂銅山	秋田縣鹿角郡尾去澤町	足尾栗山銅山	栃木縣塩谷郡栗山村
尾去澤銅山	同 右	金川佐野銅山	岡山縣御津郡御津町・建部町
阿仁銅山	秋田縣北秋田郡阿仁町	吉岡銅山	岡山縣川上郡成羽町
三枚銅山	同 右	別子銅山	愛媛縣宇摩郡別子山村
槇澤銅山	同 右		
板木澤銅山	同 右		
加久知銅山	同 右		
七拾枚銅山	同 右		

別子稼行以前の住友鑛業 目次

一	序	言	一
二	鑛山の稼行經歷		二
三	鑛山稼行の願人と請人		四
四	吉岡銅山稼行以前の住友鑛業		二四
五	吉岡銅山以前の稼行諸鑛山		三三
六	結語		四三

一 序 言

一般世人は、住友の鑛業と言へば、別子銅山を思ひ、別子銅山と言へば、直ちに住友を思ふ。住友と別子との關係は、それほどにも深く、世にも知られてゐるのである。別子銅山が開坑以來二百數十年の長きに亙り、住友の財本として、不斷連續に經營され來つた比類なき歴史よりすれば、それはまことに故ありと言ふべきであらう。

併しながら、別子銅山は住友鑛業史上如何なる地位を占めるものであるか。特に年代的見地に於いてそれはどうなるであらうか。多くの人々は唯漠然と別子銅山を以つて住友鑛業の濫觴であるかのやうに思ひ、一部の人々がそれ以前更に吉岡銅山のあつたことを知つてゐる。「住友物語」や「別子開坑二百五十年史話」にそれが見えてゐるからである。それでは吉岡銅山の稼行が住友の鑛山經營の最初のものであるのか。又そのみが別子稼行に先行するものであるのか。さうではない。直接資料の缺如の爲め、今日迄全く忘れられ、見失はれてゐたが、間接の斷片的な關係資料を蒐集しつゝ、仔細に検討を加へて行くと、實は吉岡銅山の稼行以前、既に相當長期に亙つて、諸方の數多い鑛山が稼行され、その經驗を以つて、始めて困難なしかし有望な吉岡古銅山の

稼行が企てられ、これを機縁として別子銅山の入手となり、更に實質的永代稼行權の確保となり、こゝに鑛業上に於ける住友の優勢な地位がいよいよ搖ぎなく確立されるに至つたのである。

「ローマは一日にして成らず」と言ひ、「事の成るは成るの日に成るに非ず」と言ふ。まことに住友の財本であつた世界の名山別子銅山の入手と確保とには、之に先行する長期の撓まぬ營爲と豊かな經驗とがあつたのであつて、それは決して偶然の僥倖として來たものではない。これに就いて、吉岡銅山の稼行は次輯に詳しく論ずるので、こゝでは觸れない。本論にはそれ以外に就いて、管見の及ぶまゝに論述したいと思ふ。

二 鑛山の稼行經歷

住友家では、三代友信の時、吉岡銅山に對する、天和元年(西曆一六一六)以來の第一回稼行失敗の後をうけて、同四年正月再稼行願書を提出した。^①ところがその願書を見ると、從來この銅山に關係した多くの鑛山師の失敗の理由として、

第一山かせき一圓不存白人(考)、或者手前不如意成族も御座候而、仕届ケ不申候。

と、經驗の缺如と資本の貧弱とを指摘した後、自らの立場に就いて、

乍憚、私義者諸國ニ而山かせき能たんれん仕り、大分仕入銀仕置、手廣クかせき仕候故、

御山無恙唯今迄相勤申候

と申立てゝある。こゝに注意を要するのは、「私義者諸國ニ而山かせき能たんれん仕」と言つてゐることで、これは即ち住友が吉岡銅山着手迄に、既に諸國で數多くの鑛山を稼行し、その方面で充分鍛鍊を積んでゐたことを示してゐることである。しかもこれに就いては、更に十年後の元祿六年五月の稼行繼續願書にも、今少しく具體的に同様なことを申述べてゐるのが注目される。

これは友信の子友芳の代であるが、それには四十年來廢棄されてゐた六枚といふ間符(坑道)の工事に就き、

私數代御料私領數ヶ所銅山仕來り申鍛鍊を以、川筋長サ六拾間餘厚板ニ而張詰、間符之内どろ水をさらへ、水くゝり不申様ニ、申正月(元祿五年)五月迄大普請仕立申候。

と言つてゐて、前の願書の「諸國」は「御料私領數ヶ所」即ち幕領と藩領數箇所となつてゐる上に、別に既往數代の間と、その期間をも示してゐるのである。しかもその「數ヶ所」といふ語句が、今日の用例とは異なり、甚だしく含みの廣いことは、例へば元祿十五年(西曆一七〇二年)の吉岡銅山産銅増益意見書に、「間符數ヶ所之内私掘明銅掘出し申候間符」として列擧した間符(坑道)が、

總計五十一箇所にも及んでゐることによつて察せられる。^③さうすれば、友芳より數代といふ以上、少くも祖父友以の代に及ぶことは勿論、更にその父蘇我理右衛門壽濟にも遡ると共に、その間の稼行銅山も相當數に上ることが考へられ、こゝに住友鑛業史は更に見直さねばならぬことゝなるであらう。

註

①② 備中川上郡吹屋村御山用控・備中銅山控。

扣「豫州御銅山覺」の兩書とも同様であると共に、その

③ この意見書の數箇所が必ずしも數十箇所の誤寫とも思へないことは、この意見書を載せた「備中銅山元祿四未年々諸願

少し前のところには「先年々掘申候間符數凡百ヶ所餘在之」といふ語句もあることから考へられる。

三 鑛山稼行の願人と請人

ところで、前項の史料に就いては、こゝに少しく説明の要がある。それは右の記述では、直ちに住友家の吉岡銅山再稼行或は稼行繼續願書と言つたが、實は其等の願書の願人は、泉屋彦兵衛或は泉屋勘介・同助七となつてゐて、住友家の當主たる友信や友芳は請人となり、殊に天和四年の場合は、請書にこそ請人として名を列ねてゐるものゝ、問題の願書そのものには請人の連記な

く、願人彦兵衛壹人のみを記してゐるに過ぎないことである。従つてこれをその個々の願書のみ
に就いて、表面的に言ふならば、その「私」なるものは願人のことで、請人の關するところでは
ないかのやうにも解されるであらう。併しながら、當時の稼行の實際に就いてこれを見れば、さ
うではない。第一幕領銅山の稼行願書に、「今迄はズブの素人や資力の貧弱な輩がやつたればこ
そ失敗したので、憚り乍ら私義は」など、大見榮を切り、多額の經費を要する、吉岡銅山最初
の、百八十間にも及ぶ大水拔（疏水坑道）掘鑿を申出た彦兵衛とは、抑々何者かといふことが先づ
問題になるが、この彦兵衛と言ひ、又勘介・助七と言ひ、いづれも住友家の手代であつたので、
その助七といふのは、後ち元祿七年（西曆一六九四年）の別子銅山の火災に殉職した銅山元締役の杉本助七
のことである。彼等の願書や請書の署名に、請人と一括して、或は別箇であつても、請人と同じ
大坂淡路町壹丁目といふ所書を記してゐるのはそのためで、そこに請負願人たる山師と請人との
實際的關係を考へさせるものがあるが、それには、貞享三年（西曆一六八六年）九月六日附で、勘介・助七
兩人より新任初巡視の代官後藤覺右衛門へ差出した山師代理届書が、恰好の參考資料となる。即
ちそれには次のやうに陳述してゐるのである。

吹屋村銅山水拔并御運上之儀、泉屋彦兵衛御請仕、舊冬迄爰元ニ相詰、諸事差引仕候處、

彦兵衛儀大坂ニ不叶用事御座候而罷越候。彦兵衛爲代拙者共吹屋村銅山相詰罷在候。

これでわかるやうに、彦兵衛が大阪に已むを得ぬ所用で赴いたため、既に殆んど一年も前から、勘介・助七の二人が代理として銅山に詰めてゐたので、現に貞享三年正月十五日附の代官所役人宛大水抜人數覺書や、同四年三月附の宗門帳の提出者は助七になつて居り、殊に後者には明確に「吹屋村銅御山師泉屋彦兵衛代」といふ肩書をつけてゐる。ところが、この代理届の勘介・助七の肩には、又「いつみや吉左衛門代」と附記されてゐるから、この點兩者の關係を窺ふに甚だ都合がよいのである。抑彦兵衛が貞享二年の冬已むを得ぬ所用で大阪に赴いたといふのは、前年にあつた住友家の江戸爲替手違事件の善後處理に關係してのことと考へられるのであつて、彦兵衛は爾後そのまゝ銅山には歸らず、勘介と助七とが其の跡を引繼ぐこととなり、其後元祿元年及び六年の稼行繼續願書も兩人の名で提出してゐる。しかも其の間より更に別子銅山最初の踏査人たる十右衛門や貞右衛門等の手代も、當山の支配人或は山師として來山し、順次相交替して事に當つた。それは元祿六年十二月の銅山火災報告書が泉屋十右衛門の署名で提出され、又同九年九月の備中銅御山仕様之覺の署名が備中吉岡御銅山師泉屋貞右衛門となつてゐることなどによつて知られる。こゝにこの銅山稼行が住友家の事業であつて、直接事に當つた手代が請負願人或

は山師となり、都合により隨時交替してゐたことが知られるのである。このことは又元祿元年十月の稼行繼續願書⁸によつて一層よく窺はれるであらう。この願書の願人は勘介・助七の二人であるが、彼等は吉岡銅山の請負願人としては始めてのことであり、當山最初の願人は彦兵衛であつたに拘らず、彦兵衛の存在を全く無視し、彦兵衛の時の計畫を自分等の計畫として、恰も自分等が當初からこの山を請負ひ、一定の計畫に基いて稼行して來たかのやうに、次の通り申述べてゐるのである。

吹屋村銅山之儀、先年御請仕稼申候處、數百年相續之御山故、間符共愈深鋪ニ罷成、水甚出、御山稼不罷成、既及斷絶候。然共西國一番之結構成御山捨り可申段、殘多奉存候ニ付、十ヶ年切ニ御請仕、大水拔仕度之旨、服部六左衛門様御代官所之節奉願候得者、先五ヶ年切ニ仕候様ニと被仰付、天和四子年々當辰極月迄之御定ニ而、大水拔切掛り、只今迄ニ大通り百四拾間小切風廻六拾間程掘明申候。存之外岩石堅ク御座候而、大分之失却掛り、勝手迷惑仕候。乍去切届不申段殘念ニ奉存候ニ付、御訴^{（て）}詔申上候。來巳正月々酉極月迄五ヶ年之内被爲 仰付被下候ハ、難有可奉存候。左候ハ、右之末大通り并小切風廻ともに、百五拾間計も切拔申積り御座候。

これは願人中心に考へたのでは、何としても理解出来ないことで、前後一貫した請人の立場に立つてのみ、始めて諒解し得られるのである。此等によつて、この銅山の稼行が元來住友家の事業であり、請負願人たる山師は、その手代として、主家の方針に従ひ直接稼行の衝に當つたので、彼等自身の獨立稼行ではなかつたことが知られるであらう。

これを更に別子銅山に就いて觀れば、事は愈々明瞭となる。即ち元祿四年四月の別子銅山稼行願書以下同九年及び十二年の稼行繼續願書並に請書とも、願人は江戸中橋上榎町泉屋七右衛門で、泉屋吉左衛門は請人となつてゐる。従つて本銅山の請負稼行者は、是れ亦表面的には七右衛門であるかのやうに見受けられるが、もともとこの別子銅山は、住友家が吉岡銅山稼行中の元祿三年の秋、曾て同地で稼いでゐた切上り長兵衛の發見報告を得て、吉岡支配人の十右衛門が實地調査を遂げ、鑛石を大阪へ送つて協議の上、助七を江戸へ下し、山師助七請負人泉屋七右衛門として願出で、認可を得たものである。その間の消息は田向十右衛門が後に當時のことを手記した覺書^⑪に、

石色萬端山之情分見届、鍾持參致、大坂へ登せ候而、江戸願ニハ助七指下シ、首尾能訴

訟相叶、山師助七請負人中橋泉屋七右衛門と御裏判出申候。

と言つてゐることによつてもよくわかる。かくて七右衛門は現地に赴くことなく、依然中橋店の支配人として江戸にあり、現場稼行の山師は助七・平七・勘介等が順次之に任じたのであつた。¹²⁾ この點請負願人の立場は吉岡の場合よりも一層形式的となる譯である。しかも一方請人に就いて觀ると、年々代官所へ提出した運上目録は、¹³⁾ 請人たる吉左衛門の名義になつてゐるばかりでなく、十二年三月には、銅山近邊の材木濫伐に關し、代官より直接吉左衛門宛に嚴重な取締方を命じ來つてゐるのである。¹⁴⁾ 此等の事實は、願人の名義如何に拘らず、請人たる住友家當主こそ實質上の稼行者であつたことを示してゐるのである。現に元祿十五年勘定奉行萩原近江守重秀が、産銅振興策諮問のため、特に友芳を江戸に招致したのも、¹⁵⁾ 鑛業家としての住友家の實力を認めためであり、又一方當時友芳より提出した意見書には、

伊豫國別子御銅山、拾壹ヶ年已前未年、私新山見立、御請負仕、於于今相稼、銅大分掘出シ申候。

と言ひ、吉岡銅山に就いても、

御山、延寶八申年々元祿十一寅年迄、年數十八ヶ年之間、私御請負仕、相稼申候。

と言つて、明確に兩銅山は自分が請負つて稼行したことを申述べてゐるのである。

しかも尙この吉岡銅山に就いては、住友自らがかやうに申してゐるだけではなく、吹屋の土豪で後ち長期に亙りこの山を稼行した大塚家の天明八年(西曆一七八八年)四月の吉岡銅山請負人覺といふ文書にも、

大坂和泉屋吉左衛門 支配手代 安田彦兵衛

天和六申年ヨリ亥年迄 又貞享元甲子年ヨリ辰年迄五ヶ年切請負

御運上御改奉行五人、御扶持、壹人、七石宛

御中間五人、御扶持、壹人、四石宛

此外御陣屋御役人三人

壹年之總給米、百九石貳斗、泉屋吉左衛門差出

又元祿貳巳年ヨリ酉年迄五ヶ年切以上十八年

(中略)

天和元酉年ヨリ同亥年迄奈良松木兵助御請負仕候得共、銀元無之埒明不申候ニ付、御代官都築長左衛門様御支配之節、御山御取上被遊候、御山請替仕候様、泉屋吉左衛門御運上銀五千三百枚。貞享元甲子年ヨリ、服部六左衛門様御代官處之節、御運上銀之義

銅出高相應ニ被召上候様右吉左衛門御願申上、以來銅百斤ニ付拾斤外壹割之積、御運上

銅代銀百斤ニ付五十三本宛差上、元祿十一寅ノ秋迄拾五年御山相稼申候。

と言つて、同じく住友家の稼行を認めて居り、その上問題の請負願人彦兵衛に就いても、明確に泉屋の手代でこの山の稼行支配人であつたと言つてゐるのであるから、愈々残るところなく問題は解決された譯である。¹¹⁾

斯様にして、當時の稼行の實態がわかれば、少くとも住友の場合、稼行願書或は請書に見える請人とは、願人に對する單なる保證人でも、更に進んで銀元即ち資本主でもなく、尙それ以上のものであり、願人とは單に名義上の軽い意味のもので、稼行の實質は常に請人たる住友家にあつたことが極めて明瞭となるから、問題の「乍憚私義者諸國ニ而山かせき能たんれん仕り」とか、或は「私數代御料私領數ヶ所銅山仕來り申鍛鍊を以」とかいふ語句が、願人一箇に關するものではなく、前記元祿元年の願書の文言が示すやうに、實質的稼行者たる請人にこそ關するものであることが知られるであらう。

そして又住友家が、我が國屈指の古銅山で、稼行難を歎ぜられてゐた吉岡銅山着手早々、當山には最初の水拔、それも數年計畫の百八十間に及ぶ大水拔を計畫したこと、否更にその豫定計畫

の下に着手したとも考へられることは、¹⁵⁾必然それ以前に既に相當の経験を積み來つたことを豫想せしめるものである。

以上の諸事實を併せ考へる時、住友が吉岡銅山稼行以前既に甚だ早い頃より、鑛業經營に従事してゐたことは、之を明瞭に觀取し得られるであらう。事業の實質的經營者が、出願に當つて自己の名を表面に出さず、何人か他の名義を以つてすることは、今日も見るところである。

註

- ① 住友家は當時淡路町一丁目を本店とし、長堀茂左衛門町は吹所であつた。
- ② 備中川上郡吹屋村御山用控。
- ③ ④
- ⑤ 「住友の吉岡銅山經營」第三項(ㄱ)の註④参照。
- ⑥ ⑦ 註②に同じ。
- ⑧
- ⑨ 別子銅山公用帳 壹番。
- ⑩ 同右、尤も九年の繼續願書の請人は友芳の弟理左衛門友弘一人であるが、請書には友芳も加はつて二人になつてゐる。
- ⑪ 享保九甲辰正月豫州別子銅山初發之書付「覺」。
- ⑫ 例へば「別子銅山公用帳 壹番」中の元祿八年八月の別子立川兩銅山拔合爭論訴狀に次のやうに見えてゐる。

與州別子村銅御山請負人

江戸、上櫃町、

七右衛門

別子村銅御山罷在候、

訴訟人 平 七

平左衛門

勘 助

又「備中銅山控」中に混在してゐる元祿十年三月附の別子

村乙地床鍋試掘願にも願人として次のやうに見える。

江戸上櫃町

泉屋七右衛門

與州御銅山ニ罷有候

同 勘 介

これで七右衛門は江戸に居り、銅山には平七勘助等が居て事に當つたことが知られるが、尙八年の訴狀に對する奉行の奥書には、明確に別子銅山師平七・勘助としてゐる。因に當初からの山師助七は前年四月の山火事に殉職したのである。

⑬ 別子銅山公用帳壹番。

⑭

別子稼行以前の住友鑛業

⑮ 元祿四未年ノ諸願扣・備中御銅山覺。

⑯ この引用文は永山卯三郎氏の「早川代官」に據つたのであるが、多少誤脱があるやうである。例へば「天和六申年ヨリ亥年迄」とあるが、天和は四年迄で六年はなく、又六年相當の年は申年ではない。これは延寶八年の申年の誤りと解する時、住友の史料と一致する。

次に「元祿貳巳年ヨリ酉年迄五ヶ年切以上十八年」とあるが、これも元祿酉年即ち六年迄では十八年にならず、後に記してゐるやうに、これから更に五箇年後の元祿十一寅年迄數へねばならない。

次には御山請替のところも意味不通で誤脱あることは誰しも一見して氣附であらう。尙「銅代銀百斤ニ付五十三本」は、「百貫ニ付五百三十匁」の誤記であらう。

⑰ 「備中川上郡吹屋村御山用控」の天和四年正月附再稼行願書及び元祿元年十月附稼行繼續願書。尙詳しくは「住友の吉岡銅山經營」参照。

四 吉岡銅山稼行以前の住友鑛業

上來の論述によつて、住友が吉岡銅山稼行に先立ち、既に久しい間諸國の銅山を稼行してゐた事實を明らかになし得たと思ふが、それでは果してその間の實況を具體的に窺ふべき何等かの資料があるであらうか。不幸にして、この期間に屬する根本資料の大部が、既に失はれたか、或はなほ未發見か、兎に角現在之を認め得ぬ爲め、明確には指摘し難いが、しかも第二次的なものに至つては、之を擧げ得ないではない。

吉岡銅山の着手に先立つこと八年、延寶元年(西曆一六七三年)に阿形宗智・河村瑞賢等數人が、幕領足尾銅山の産銅十萬貫の拂下げを受け、之を海外輸出に當てると共に、我が國全輸出銅の一手扱を願出で、古來の銅貿易に大變革を來さんとした時、宗智等に一味した數人を除き、銅貿易株仲間相結束して、その停止方を當局に運動したことがある。^①そして同二年十一月には、仲間の筆頭たる住友家は、銅屋と共に江戸の評定所に出で、仲間を代表して歎願書を提出したのである。^②ところがこれを見ると、その文言中に、

私共銅商賣仕候へ、先祖之家業之事ニ御座候へハ、御藏入之御銅山、其外所々御私領

方之銅山へ手入仕、山師其外職人等迄ニ金銀を借シ、餘多之人數を集、山を榮かし申候。

といふ一條がある。さうすると、當時の銅貿易家は、輸出銅確保の爲には、銅山師の賣銅を待つて購入するといふやうな消極的なことではなく、積極的に諸國の銅山に手入れして、銅山師や諸職人等に資金を貸し與へ、數多の稼人を集めて、その開發を促してゐたことが知られよう。

ところで、今住友の事業に就いて觀ると、當時の住友の銅輸出の實績は、日本の全輸出銅の三分の一以上にも及ぶといふ壓倒的勢力であり、しかも同時に本邦第一の銅吹屋として、自ら荒銅を輸出向及び國內向に精鍊してゐたことでもあるから、その最も多量に必要なとした荒銅の入手に對しては、住友は當然同業者間に於いても一番積極的であつた筈である。ところが、こゝに見逃し得ないのは、住友と同じく大阪の古來よりの銅吹屋で、元祿元年(西曆一六八八年)には塚口屋の株を讓受け銅貿易株仲間にも加はつた平野屋清右衛門が、同郷人濱田屋庄兵衛(註④)と共同で、住友に先立つこと既に二十餘年も前、萬治元年(西曆一六五八年)から八年間吉岡銅山を稼行し、同じく大阪の天野屋なる者が更に早く寛永二十年(西曆一六四三年)より數年間同山を稼行した事實のあることである。(註⑥)しかもこれは偶々遺存する斷片的な零細な資料を通じ、唯一箇の吉岡銅山に就いてのみ纔かに知り得た事實に過ぎないのであるから、自然これよりして、更に他の多數の銅山と同業家同郷人に就いて

も、また同じことが類推されることとなる。現に「秋田領内諸金山箇所年數帳」^①を見ると、出羽の阿仁銅山の開發者は大阪の町人北國屋吉右衛門で、時は寛文十年(西曆一六七〇年)のことであるが、この北國屋吉右衛門とは大阪の小吹屋なのである。^②このやうに既に住友以下の銅貿易家や吹屋にして、早くより銅山直接稼行に乗り出し、又其他の大阪人にも鑛業家があつたとすれば、日本の銅貿易・銅吹の總元締格として大阪にあつた住友が、この間に於いて如何に行動してゐたかは、最早思ひ半ばに過ぎるものがある。

そこで此等を念頭に置きつゝ右の文言を味讀するならば、そこに前述した住友の吉岡以前の銅山稼行が、その片影を現はしてゐるのを自ら觀取し得られるであらう。敢て片影といふのは、前掲文言には、「山師其外職人等迄ニ金銀を借シ」と言つて、自ら直接採鑛することを言つてゐないからである。勿論住友が銀元となり、山師や其他の職人を援助して、銅山の振興を圖り、荒銅入手の便を圖つたこともあつたらうが、この文言は、その本來の性質上、銅貿易商一般としての立場からのみ述べられてゐるのであつて、住友のやうに銅貿易商であると同時に、吹屋即ち精鍊業者であり、尙又鑛業家でもあるといふやうな立場をも含めての、全體的立場から述べられてゐるのではない。現に宗智等の出願が聽許されると、自分等銅貿易商のみではなく、吹屋關係者も

迷惑するといふことを訴へる爲め、前掲の文言に續いて、

勿論大坂ニも、數多之吹屋共職人餘多抱、銅吹せ申候。然所ニ阿形宗智ニ被爲仰付云云

と言つて、明らかに銅貿易商と銅吹屋とを區別し、住友自身の外にも、吹屋兼業の貿易商があつたに拘らず、兩者を別々に説き分けてゐるのである。従つて、住友としては、單なる出資に止まらず、自ら銅山を稼行してゐても、吹屋さへ持たぬ銅貿易一本の業者と協同のこの歎願書にそれがあらはれぬことは、もとより當然であらう。

併し又住友の銅山稼行は、前に吉岡や別子の例に見たやうに、手代を山師として現地に派遣し、當主自らは大阪にあつて、直接吹所を管し、輸出銅の調製と長崎輸送に任じ、之を表面的に觀れば、現地山師に對する銀元のやうな立場にあつたから、住友一箇としては、このやうな表現も必ずしも全然當らぬものでもないことになる。

かくて、友信の代に於ける吉岡銅山以前の鑛業は、かすかながらもその片影を捉へ得られるが、更に父友以時代はどうであらうか、これに就いては、又元祿八年(西曆一六九五年)十一月、住友以下銅貿易株仲間一同より提出した新規銅貿易停止の歎願書⑨に、異國銅貿易紊亂の故を以つて、寛永四年(西曆一六二七年)一旦銅貿易停止となり、爾後十二年に亙る解禁運動の結果、同十五年目的を達したこと

を記して後、

然共永々之中絶故、諸國銅山共悉ク退轉仕、銅掘銅細工人共絶果、數十年之間へ、近年之十分壹も銅出不申候ニ付、諸國山々へ私共々大分入金仕、銅掘細工人を仕立、其上數年之功者を以、銅大分山出シ仕候。

と申述べてゐるのが注目される。これは寛永四年以來十二年間の銅貿易停止によつて、銅山稼行は退轉し、その爲め同十五年の解禁後、銅貿易仲間の手により、多大の努力を以つてこの業を復興するに至つたことを陳述してゐるのであつて、^⑩前の延寶二年(西曆一六七四年)の歎願書の文言と共に、日本鑛業史上極めて注目すべき資料であるが、それが又銅貿易商一般の立場からのみ述べられてゐる點に於いて、その解釋と取扱は、延寶二年の歎願書と同様であつて然るべきである。従つて又これによつて友以時代の住友鑛業の片影を捉へ得るとなし得るであらう。

併しながら、友芳より數代といふ以上、友以に止まるべきではない。友以は住友家の養子であつて、その業は實父蘇我理右衛門壽濟より受けたものであつたから、^⑪次には更に壽濟に就いて検討する必要がある。ところがこの壽濟の鑛山稼行は、友以よりも更に明確に檢出し得ることは、まことに大きな喜びである。

その資料の一つは、友芳の子で壽濟の玄孫に當る入江育齋の墓誌¹²⁾で、文は寛政十一年(西曆一七九九年)有名な大阪の郷校懷徳堂の中井蕉園が撰んだものであるが、その文中に壽濟に就いて、

初壽濟穎敏多巧思。差人取銅于諸州。自坑採至爐鎔。術頗精。

といふ語句がある。

第二の資料は享和二年(西曆一八一八年)に成つた住友家の「鼓銅圖録」で、それには、

住友氏自壽濟以來。以採銅鼓鑄爲業。

と記してゐる。これは即ち壽濟が既に銅山稼行に従事してゐたことを明確に述べたもので、しかもその人を差遣して銅を諸國に取るといふのは、吉岡や別子の稼行に見たとすると全く同じである。唯惜しむらくは、この二箇の資料はいづれも壽濟當時のものではない爲め、最も嚴密には寛政享和の頃左様に考へられたといふことで、これのみでは尙そのまゝ確認し難いとも、強いて言へば言ひ得られぬこともないではなからうが、上來論述し來つたところと併せ考へる時、これまでの事實として認め得られるであらう。

ところが、問題は更に進展する。寛政十一年住友家の由緒を記した覺書¹³⁾を見ると、私家業銅商賣之儀者、天正元年か起業仕、當時迄凡貳百貳拾六ヶ年相續仕候。

と記してゐるが、天正元年(西曆一五七三年)とは壽濟出生の頃に當るから、その起業は自然壽濟の父平兵衛時代となる譯である。唯こゝにいふ家業とは、銅貿易を指したものと考へられ、又前記のやうに「鼓銅圖録」には、住友氏は壽濟以來採銅鼓鑄を以つて業となしたと言つてゐて、壽濟以前の鑛業と精鍊とを認めてゐないから、これを以つて直ちに平兵衛の鑛業を推測することは、もとより早計である。併し「鼓銅圖録」が壽濟を以つて住友鑛業の最初と認定したといふことは、筆者一箇の臆斷であつて、必ずしも絶對的の權威を持つものではない。この書には、壽濟が天正十九年十九歳の時南蠻吹を傳習し、直ちに京都で吹屋を開業したかのやうに記してゐるが、これなども盲従し難いものであることは、別に論じた通りである。それよりもこの際注目すべきは、壽濟が十九歳で異郷に吹屋を開創したといふことは、必然それ以前に於ける相當期間の修業を認むべきで、それには既に銅貿易に従事してゐたことの知られる父の家業を習つたのではないかといふ蓋然性が大きく、延いて更に平兵衛と鑛業との關聯も考へ得られぬことはないことである。この點の解明は更に將來の研究に俟ちたい。

註

①②「公訴文永鏡」及び「銅異國賣覺帳」。

③「銅異國賣覺帳」。例へば寛文十二年と延寶元年との兩年に

銅貿易商より長崎へ下した銅高合計五百十八萬六千六百八十一斤の中、住友は二百二十七萬七千二百二十九斤を占め、又延寶二年は三百四十四萬六千二百斤の内、百十五萬六千百斤を占めてゐる。

④ 平野屋清右衛門が吹屋であつたことは「銅吹屋仲間由緒書」の正徳二年六月の銅吹屋十七人の由緒書中、平野屋三右衛門に就いて、「寛文十二年冬同斷（日本用銅小吹屋）、但和州十市郡之産ニ而古來銅吹屋平野屋清右衛門ト出ル」との註記あることによつて知られ、又銅貿易株仲間加入のことも同書の元祿元年の條に見えてゐる。尙この清右衛門は古來よりの銅貿易株仲間平野屋平兵衛の一族ではないかと思はれる。

⑤ 古來よりの銅貿易株仲間の一人で、延寶二年に廢業した濱田屋吉兵衛の一族ではないかと思はれる。

⑥ 「備中銅山公用帳」及び「備中銅山控」の正徳二年十月附口上書には、吉岡銅山請負人として、寛永二十年より正保四年に至る五箇年間は大阪天野屋新左衛門、慶安元年より承應元年に至る五箇年間は天野屋八右衛門とし、八右衛門

の方には所書がないが、吹屋の土豪大塚家所藏文書の天明八年四月の吉岡銅山請負人覺及び文化元年十一月附答申書には八右衛門にも同じく大坂と所書がついてゐる。或は一族ではあるまいか。

尙大塚家文書では、新左衛門は正保三年より慶安元年迄三年間、八右衛門は慶安二年より承應二年迄五年間の請負となり、稼行期間が住友の記録と齟齬してゐる。

⑦ 「秋田縣史第三卷」收録。

⑧ 「銅吹屋仲間由緒書」の元祿五年の大阪在住銅商と小吹屋との爭論關係書に偶々北國屋吉右衛門の名が見えてゐる。

その家業の創始の時期は不明であるが、相當早くからのことであつたらうと思はれる。

⑨ 乍悉訴狀并新規之企を以異國人に銅賣渡申者共御詮議之上數度御除被成下候ヶ條書と題する一綴。

⑩ 寛永年間の銅貿易禁止時期については本叢考第八輯の三參照。

⑪ 理助家の友良筆「先祖傳書」の友以の註記にも「家號ト職卜實方ヲ以ス」とある。

⑫「蕉園先生文集」・「大阪訪碑録」・「大阪人物誌」所收。

「通航一覽」所收のものは正しくさうなつてゐる。恐らく

⑬「別子立川 兩御銅山 公用帳 九番」寛政十一年の條所收、「通航一覽」卷

前年に起草された爲であらう。

百五十八の末尾に收録の「豫州銅山師泉屋吉次郎由緒書」

⑭壽濟の生年は元龜三年と思考される。詳しくは本叢考第五

は之と殆んど同文である。尙天正元年以來二百二十六年と

轉「蘇我理右衛門壽濟翁の研究」參照。

あるが寛政十一年迄ならば二百二十七年の筈で、この點

⑮本叢考第五輯「蘇我理右衛門壽濟翁の研究」參照。

五 吉岡銅山以前の稼行諸鑛山

以上により、吉岡銅山稼行以前の住友鑛業は、何程か之を具體化し得たが、それは尙一般的事務であつて、如何なる銅山を實際に稼行したかといふやうな點に就いては、全然觸れるところがなかつた。そこで最後にこの點に就いて檢察を試みよう。しかし當時の直接資料がないことであるから、もとよりこれを明確に指摘するやうなことは望めない。唯後の斷片的な零細な資料より別子以前に稼行されたと推測される一部の銅山を検出し、吉岡以前稼行の銅山も或は亦その中に包含されるであらうことを想像する程度で満足する外はないのである。

それではその推測される一部の銅山とはどれであらうか。これに就いてこゝに提示したいのは、「備中銅山控」なる舊記中に偶々見出される次の記事である。^①

出羽之内稼申山

出羽國最上郡之内

一 幸生山

御藏所御代官
木所

只今ニ稼申候

出羽國大阿仁ノ内

一 三枚山

貳拾萬石
佐竹修理太夫様御領分

前康致候

運上銅百貫目附銀貳拾匁ツ、

但山善惡ニテ高下有取付山ニハ無運上ニテ被仰付候何方ニテも

米下財壹人ニ藏納壹俵ツ、升廻シ二六匁七迄有り

但直段相場ニ石ニテ廿匁ハ廿五匁位迄増直段也

炭山釜壹枚ニ付一ヶ月運上銀拾匁ツ、

但一枚ニ貳枚打月ニ兩釜ニテ三十釜出ス、一日出三拾貫匁ハ五拾貫匁迄出ル

山役人貳百石ヨリ下貳人代リ、一人ツ、山ニ居被申候

藏方卅石位貳人上役壹人ニ藏方壹人ツ、添

是ハ家老役ノ様成もの也

當番八人七石位

別子稼行以前の住友鑛業

銅改ハ川下ニ高瀬番所ニテ改候、銅廻シニ致候由、

當番衆下財ニ米渡ス、人改ニ月頭月末ニ二度

山ヲ廻ル、山師臺所賄也、其外ニ役義なし、

右之役人ニテ國中ノ山ヲ改相究候よし

出羽之内佐竹修理太夫様御領分

一 榎澤 板木澤 加久知 七拾枚 前方ニ致候山也

同國同所前方此方へ買銅ニ致候

一 扇平 大坂屋ニ致候 天狗平 一ノ又 大澤 栢草

出羽之内南部大膳守殿御領分

一 西堂 同内尾去澤

運上十分一

炭木ハ床役として鉋間吹兩床ニテ金貳拾壹兩ツ、

一ヶ年ニ出ス

同下

一 十和田 是ハ鉛山

運上十分一炭木代右同斷廿壹兩ツ、

この記事には年月の記載がないが、年次順に書き留められた本控書に、元祿十年(西曆一六九七年)閏二月及び三月の記事と並んで、同九年三月の記事中に介在してゐることにより、その頃の記録であることが認められる。このことは尙幸生山の下に「只今ニ稼申候」とあるに對し、「たからの山」に

幸生銅山 泉屋仕捨

右ハ見立ル此方元祿十二年卯

春仕廻申候

と見えて、元祿十二年に稼ぎ止めたと言つてゐることによつても、更に確認されるであらう。

さて、右に列擧された銅山の中、幸生に就いては、「たからの山」に、「見立てより此の方」と言つてゐる筆致より、元祿十二年以前相當長期稼行されたものと推測される。これにつき日本産業調査會編纂の「最新大日本鑛山史」(昭和十五年五月發行)に、永松鑛山に就き、

當鑛山は、天和の頃大阪の商人泉屋吉左衛門が、幸生銅山と共に稼行してゐたと言ふ。

と記してゐること、(天和の頃とは即ち吉岡銅山着手の頃に當る。)又この記事と關係あると思は

れる「本邦重要鑛山要覽」(大正十五年七月發行)の永松幸生鑛山幸生坑の條の

天和二年ノ頃幸生村住人才三郎ナルモノ發見、大阪ノ商人泉屋吉左衛門ノ稼業セシ處ナリト傳フ。

とあること、吉田東伍博士の「大日本地名辭書」幸生の條、「山中に銅坑あり、天和二年發見、」などの記事があり、これがどういふ典據によるものであらうかゞ問題であつた。しかるに昨年十一月親しく現地をおとづれ、幸生の舊家永井氏所藏の該銅山關係資料閱覽中、偶然「文化十二年乙亥夏六月仍舊記誌之」とある幸生銅山由緒書を發見、即ち

一當銅山之儀天和二壬戌年文化十二年乙亥 百三拾四年ニナル幸生村庄屋才三郎見立大坂泉屋吉左衛門金元ニ而

翌亥年從五月元祿三年年迄七ヶ年之内切方被 仰付十分壹差上山稼仕候從同年元祿十丑年迄七ヶ年被 仰付從同年寶永元申年迄被 仰付候處山色不宜年季之内元祿十二年丑年

御斷申上山差上申候(下略)

と明記されてをり、泉屋が稼行主として實に天和三年(西曆一六八三年)五月より元祿十二年春まで十七年稼行したことが確實であると認められたのである。

「編年西村山郡史卷之七」に天保二年卯六月に建立された石碑の文、幸生銅山記を收載するが、「當

大切澤銅山天和二年之頃幸生邸名主才三郎見立大坂金主泉屋吉左衛門相稼」とあつて、これも恐らく永井氏所藏幸生銅山由緒書が所據した舊記、またはこの由緒書に基づいて記したものであらう。

永松銅山は、月山火山群と葉山火山群をつなぐ山脈の小鞍部、十部一峠を夾んで南斜面の幸生銅山に對し、北側に位置する。永松の所屬する最上郡は元和八年以來、新庄戸澤氏領となつて、幸生が幕領となつたに對し、所管を異にしてゐた。永松の沿革について、現地の史料としては烏川阿吡院の記録が殆んど唯一の知られるものらしいが、これには延寶ころ大阪の有力な銅吹屋であつた大坂屋久左衛門が稼行主であつたことが見えて、泉屋のことには言及してゐない。ところで

「^最大日本鑛山史」に既述の如く記し、又「本邦重要鑛山要覽」にも永松幸生鑛山永松坑の條に、

天和ノ初年大阪ノ商人泉屋吉左衛門ナル者稼業セシ處ナリト云フ

とある。これらの記事の出所については、餘り穿鑿するほどのことではないと思はれるが、地元においても天和年間に泉屋が稼行したといふ所傳はあるやうである。^②「たからの山」に永松銅山につき相當に詳細な記事があるが、泉屋の稼行關係については將來研究すべき問題である。^④尙、幸生永松兩銅山に就いて参考すべきは、住友の記録中に見える最上銅山なるものである。元祿五

年(西曆一六九二年)三月銅貿易株仲間より鑄型違銅・間吹銅の停止方を歎願した訴狀に添へられた、「御公儀御銅山」と題する幕領銅山一覽表を見ると、その中に

羽州最上山 泉屋吉左衛門請所

御代官小野朝丞様

と見え、^⑤又住友家の菩提寺である實相寺の墓地の一隅には、元祿七年の別子火災遭難者と併せて、最上銅山遭難者の供養碑が建てられてあり、その碑面に陰刻して、

元祿五壬申天

元祿六癸酉天

最上亡者四人

亡者四拾人

二月廿三日

とある外、同寺の寶曆四年(西曆一七五四年)鑄造の梵鐘にも、^⑥

最上亡者四十四人

との刻銘があり、別に久本寺の過去帳には更に詳しく、

一於于奥州最上銅山元祿五申年四人同六年

四拾人雪中寒死之諸靈



碑養供者難遭山銅兩上最・子別
(寺相實)

と見えてゐる。^⑦これによつて住友が早く最上銅山を稼行し、同山で元祿五年に四人、翌六年に四

十人の犠牲者を出し、之を手厚く弔つたことを知るのであるが、この最上銅山とは如何なる銅山であらうか。前に述べた如く、村山郡幸生銅山は幕領に屬し、最上郡は當時新庄領であつたが、一般にはこの地方一帯を最上の名を以つて汎稱されてゐた。元祿十年前後の記録である住友の出羽稼行銅山の中には、最上銅山の名を記さずして、幸生のみが記録されてゐる。元祿六年當時に幸生銅山が住友の經營下にあつたことは明らかな事實である。且又、元祿五年三月の訴狀に添へた「御公儀御銅山」には、羽州最上山の傍記に御代官小野朝丞様とある。小野朝之丞は、名は高保、貞享四年(西曆一六八七年)八月幕領の代官に出任し、元祿五年ころ柴橋陣屋に駐在して、幸生地方を支配してゐたことは紛れもない事實であるから、最上銅山が幸生に該當することは殆んど疑問の餘地はないやうに思はれる。

しかしながら、幸生・永松ともに數箇月も雪に閉ざされる深雪地帯であるが、なほ風雪寒氣など自然の氣象の酷烈の程度においては永松は、幸生より更に甚しいものがある。永松が、當時住友の稼行下にあつたとは、現在のところ斷定するまでに至らないが、元祿六年雪中寒死者四十人を出したところとして、なほ幾分の疑ひを残さぬでもない。^④

次に三枚山には「前廉致候」、榎澤・板木澤・加久地・七拾枚の四山には「前方ニ致候山也」と

あり、共に以前稼行したことがあるといふだけで、その時期が明らかでないが、當時のかゝる前廉前方などいふ漠然たる言葉が、前の數箇所などいふ言葉と同様甚だ含みが多く、相當遠い頃までを意味することは、先年の語を以つて數十年以前を意味する例からも類推される。例へば備中吹屋（吉岡銅山の所在地）の土豪大塚氏が文化元年（西曆一八〇四年）吉岡銅山相續の次第を記した文書には、二百數十年以前永祿年間のことを指して先年と言ひ、又住友が元祿十五年（西曆一七〇二年）に提出した吉岡銅山産銅増益意見書に「先年より」とあるのは、六十年前の寛永末年以來を意味して居り、¹⁰現にこの榎澤・板木澤兩銅山に就いて、之より約四十年後の元文頃の記録である「たからの山」に、「先年手前稼申候」と註してあるなどは、その手近な例である。それに又同書には近い過去のことは「近年稼申候」といふ語句を使用してゐる用例なども注意すべきで、此等の點より類推すると、この前廉前方の語句は、元祿九年か十年頃からは數年前の別子開坑よりは更に以前を意味することが推察されるであらう。しかも是れ亦單にこれだけの推察に止まるのではなく、間接に之を傍證する資料もあるのである。それは延寶二年（西曆一六七四年）南部銅買附に就いて、奥州石巻の住人九兵衛なる者が、住友の江戸出店支配人三右衛門と手代七右衛門とを相手取り、不法な訴訟を提起して、不首尾に終つた事件の關係書類で、その時の九兵衛の訴狀には、

御當地中橋長左衛門棚三右衛門と申者ニ南部ニ而銅買せ申ニ付、勘定出入御座候。右之
三右衛門手代七右衛門銅請取南部へ參罷有候間、勘定差引仕候様ニと七右衛門ニ申候得
ハ、三右衛門秋田ハ罷歸り江戸ニ居申候間、江戸ニ而勘定可仕候儘、拙者ニ江戸へ罷登
り候様ニと申ニ付云

と見え、又三右衛門の應訴狀には、

去々年九兵衛と相談いたし、銅買申筈ニ而、則南部大膳様御屋鋪へ訴狀上ケ申筈ニ認候
處、銅段々下直ニ罷成、商賣ニ相不申候ニ付、無用ニ仕、其相談ハ止申候。去年銅下直
ニ買申候段ハ、其節世間並之相場ニ而御座候へハ、是以九兵衛働ニて下直ニ買申ニ而ハ
無御座候。其上山師私直談ニ買申候へハ、九兵衛少もかまひ申義ニ無御座候。

と見えてゐる。^⑩こゝに見える江戸店手代の七右衛門とは即ち後に別子銅山請負願人となつた七右
衛門のことであらうが、兎に角これにより、住友が南部銅買附に手を着けたのは寛文十二年(西曆
一六七二)で、翌延寶元年には實際に購入したと共に、三右衛門が秋田より江戸に歸つたといふことよ
り、當時秋田即ち出羽方面に關係のあつたことが知られるのである。この場合三右衛門の秋田行
が同じく買銅の用務であつたとすれば、住友が奥羽方面の買銅に手入れたことは随分早く、こ

れより自ら直接稼行を誘致するに至つたことが考へられるのみならず、更に進んでは、それが既に直接稼行關係の用務であつたとも解し得られるであらう。一體三枚・槇澤・板木澤・加久知・七拾枚等の諸山が屬する大阿仁の銅山は、寛文十年大阪の小吹屋北國屋吉右衛門が扇平即ち小澤銅山を開發したのを端緒として、爾後急速に榮えるに至つたといふことであり、又大阪の古來よりの吹屋平野屋の銅山直接稼行が甚だ早かつたことも前に既に指摘して置いた。従つてこのやうな事實もまた大阪の同業者で、殊には大吹屋として大阪否日本の銅業界に特別の地位を占めた住友が、同様この方面の銅山直接稼行に早く着手したらうことを推察せしめるであらう。現に住友はこの扇平銅山より買銅し、元祿の初めよりは大阪の同業者大坂屋久左衛門が、同山の稼行に加はるに至つたことも、⁽¹⁰⁾この際考へ合はさるべきものがある。

このやうに諸種の點より考察するならば、問題の前廉前方等の語句の意味するところが相當に遠く、其等諸山の稼行の早かつたらうことは畧々之を推測し得られるであらう。

さてその次の扇平以下五山は、「前方此方へ買銅ニ致候」とあつて、直接稼行でないから、それ自體としては當面の問題にはならない。唯その「前方」が右の考察によつて相當早い頃をさすものであると共に、それが特に「出羽之内稼申山」といふ稼行鑛山の表題下に記入されてゐるこ

とは、單純な買銅關係を意味するのではなく、これこそ前に銅貿易株仲間の歎願書の文言中に見たやうな出資關係を推測せしめるに足るものであることを注意し、併せて又この方面での直接稼行との間に相互關係があつたであらうことを指摘して置きたい。

最後に西堂・尾去澤兩銅山と十和田鉛山とは、稼行とも買銅とも將又只今とも前廉・前方とも何等註記がないが、是れ亦稼行銅山の表題下にあることゝ、特に運上を註記してある點よりして、直接稼行の鑛山たるを意味するものと考へられるが、果してさうならば、「たからの山」に尾去澤に就いて、初めに「大前ハ不知」と摘記し、次に「直山三年、其後ハ同領(條)森岡熊谷治兵衛元祿元ハ同十三迄稼……元祿十三亥二月ハ山野戸小平次請申由」とあるから、住友の稼行は元祿年間にはあり得ぬことゝなり、自然「大前ハ不知」の中に入るのではないかと思はれる。「たからの山」が曾ての住友の稼行を忘却して、何の記述をも留めてゐないことは、現に三枚山は名を記すのみで何の註記もなく、加久知・七拾枚に至つてはその名さへ記してゐないことによつても知られるから、尾去澤に自家稼行の記載がないことは、その事實のなかつたことを意味しないのである。¹⁰⁾ 幸ひ十和田鉛山については「南部領金山稼候書拔」(寶曆年中の人、奈良義齋の文書)に「寛文中、毛馬内御代官處万谷村與右衛門と申者擧刷ニ參候處、水堀の跡ニ岩ニ石鉛附居候を見付打碎き持歸り、

其頃泉屋又三郎と申者罷下居候ニ付右山色爲見及相談、又三郎山元ニ罷越見届二三ヶ月も普請いたし堀込候處、彌模様能直々又三郎願上相働候處、鉛出方宜壹ケ年千四百箇五百箇程宛吹出、延寶ノ頃迄相働大ニ利運致、夫々少大色ニ相成候ニ付御返上云々」とあり、また南部家舊藏「雜書」中にも延寶六年(西曆一六七八年)より同九年に亘り、泉屋又三郎が十和田鉛山を稼行し、運上十分一を除き總額鉛七萬一千五百七十一貫八百十匁、箇數五千七百五十九箇を出したことが見えてゐる⁽¹⁴⁾。この泉屋又三郎については、住友家古過去帳に「泉又三郎貞享五年七月十一日歿」とあり、前記「出羽之内稼申山」の十和田鉛山の項と併せ考へる時、正に時期的に相應し、同一人であることが認められ、従つて十和田鉛山が稼行山であつたことが明確に分る。この他その稼行の分るものとしては鹿角郡の立石・鶴(下キ)の二銅山があり、又それと推測されるものに槇山銅山がある⁽¹⁵⁾。かくて西堂・尾去澤・槇山は姑く措くとしても、陸奥において十和田・立石・鶴、出羽においては幸生・三枚・槇澤・板木澤・加久知・七拾枚の諸山に就いて、其等が別子以前の稼行であることを推考し得たのであるが、同時に其等が寛文年間以前に遡らぬことも之を認むべきである⁽¹⁶⁾。さうすると、其等諸山の稼行は、最も早く見ても、三代友信以前には及ばぬこととなる。奥羽鑛山の開發にいち早く參加稼行するとともに、尙手近な諸國での稼行があつたらうことは、何人も容易に想像すると

ころであらう。それに就いて、今「たからの山」から、明確な吉岡銅山の外に、榎澤・板木澤等の「先年手前稼申候」の註記の例によつて、同様な註記あるものを拾ふと、下野の足尾栗山銅山・備前の金川佐野銅山等が挙げられる。同書の記述が元祿十一年迄は明確に年次を記してゐる點より見て、先年といふ漠然とした文字の使用は、既にも述べたやうにそれより相當以前に及ぶと推測されるのである。尙奥州會津領の黒澤村銅山には年次の記載を缺いてゐるが、同山の諸鋪(敷)即ち坑道の中、「沼峠上中下三鋪」に「先泉屋又三郎稼捨」の註記がある外、「大坂屋敷一ヶ所」と並んで、「泉屋敷貳ヶ所」との記載があることも、この際注目して置く必要があるであらう。

ところで「たからの山」^⑮は、元祿以後でさへ、住友が實際調査・試掘或は稼行したことの確實な多くの銅山を書き洩らし、以前に於いては、奥羽の鑛山に就いて指摘したやうに、意外の脱漏があり、従つて古來住友の關係した鑛山を悉く網羅したものでないことが明瞭に知られるから、同書に記載がないといふことは、それ以外に住友稼行鑛山のなかつたことを意味するものではない譯である。この點は特に考慮すべきで、將來確實な新資料の出現を望むこと切なるものがある。

註

① 本輯卷首挿繪寫眞參照。

② 「山形獄中の陸奥宗光」(山形縣文化財保護協會編)の「永松

銅山をめぐる縁―古河市兵衛・後藤又兵衛・陸奥宗光―並に寒河江市白岩住渡邊半右衛門氏覺書。

③「たからの山」所載の永松銅山の項に次の如くある。

一永松銅山 戸澤上總之助殿領

但運上銅百斤ニ付拾八匁之由

山士山野部小平次

右運上先年大坂屋請負之時分ハ拾五匁、其

後若狹屋三匁撮上ケ一榮り銅出し、其後小

平次右運上ニ而仕續申候、將又大坂屋致候

時分山不宜候間、無運上ニて被仰付候事も

在之由

一戸永松ニ間符數見へ申候、取付六方地ニて

一度直り大榮り、一度ハ水拔も切申候由、

又其後下り込樋八挺立、水以之外強稼止メ

申由

夫ハ又下ノ谷

一嘜敷 一三番敷

一四番敷樋貳拾六挺有之由、元祿十六ニ少

ミ省申候

一幸敷水抜切、其後樋貳拾五挺六挺下り以

上三拾壹挺ノ下り也元祿十六年春、根戸

大鏡有之由

右之間符兩度水貫切申候

一幸ニ鉞五挺 步五束八分

一四番敷同拾挺 步三束半

但出鉞幸ノ半分出申候由

兩鋪平シ步五束位付申由

一銅百斤入壹萬貳千丸 元祿十四 巳歲

一同壹萬貳百丸 同 十五 午歲

一未ノ歳去巳ハ重サ出來可申候

一戸永打越幸生領ニ銅山鉞貳ヶ所壹ヶ所永

松ハ隠シ切ニ横相八間計、切曉ニ逢候處

有之

右之所ハ御藏領ハうすみニて不宜、厚ミ

ハ永松領ニて候故、不頼母子ニ見へ申候

右著山元幸生領、永松ハ盜切ニ仕候處、見分

ニ罷越候而見分仕候、永松遺米ハ地頭ハ山本

へ着駄賃なし、然共外米調山本へ着ケ候ハ、

三匁も高直ニ當り申候由

以上見る如く産銅額の上から當時全國でも有數の銅山であつたと考へられる。

④「編年西村山郡史^{卷七}之に云々」より補訂。―(小葉田)―

⑤ 年々帳無番・銅異國賣覺帳・本叢考第九輯附録。

⑥ 昭和十八年供出されて今はない。

⑦ 最上は羽前だから奥州といふのは誤りである。

⑧ 「垂裕明鑑」に元祿六年四十四人の雪中凍死者を出したとしてゐるのは誤りである。

⑨ 「前に述べた如く、村山郡幸生銅山は幕領に屬し云々」補訂。―(小葉田)―

⑩ 「備中銅山元祿四末年ノ諸願扣」・^{豫州}「備中御銅山覺」所收の意見書に、「先年ノ掘候間符數凡百ヶ所餘有之」と言つてゐるのは、「備中公用帳」の正徳二年十月附の口上書に寛永二

十年以來の稼行を述べてゐるのに當つてゐる。

⑪ 銅異國賣覺帳。

⑫ 「秋田領内諸金山箇所年數帳」に阿仁銅山に就いて次のやうな記述がある。

別子稼行以前の住友鑛業

當山は往古より金山にて、草創致連綿候、所謂板木澤金山是也。其後七十枚山にて、大盛有之、御奉行御付添有之候、御遷邦以後也。擬金山追年衰廢いたし候處、寛文十戌年に至、此銅山出生致、大坂町人北國屋吉右衛門相開、夫より以來、此地に於いて諸山如波濤開發致、御直山と成、受山と成、或は廢し、或は發り候得共、小澤一今山、如泰山、基を居、不變不易に連綿致。今其序大概を載左。但、當山の儀は、別に我家に有舊記、具に別に記之。

寛文十戌年より元祿十五年まで年間廿八年。受山北國屋吉右衛門

右は小澤銅山也。是を扇平銅山と唱へ候。元祿の始より大坂屋久左衛門・中村多治兵衛等是に加り候。凡、是を三才山と申唱候。

⑬ 尾去澤銅山は、慶長年間西道金山、五十枚金山の開坑に端を發し、寛文六年に至り、長尾重左衛門が、田郡・元山・赤澤の諸坑を開くに及んで銅山として繁榮の途についたといはれる。尾去澤の記録「銅山記」の尾去澤初々山師付に

一、長尾重左衛門 一、泉や支配本 一、三上多兵衛
 一、熊谷治兵衛 一、川内屋留兵衛 一、山ノ目小平
 (以下省略)

とあり、他の記録に、三上多兵衛に御手山と添記し、次に熊谷治兵衛、川内屋留兵衛となつてゐる。南部家舊藏「雜書」によつて考へると次のやうになる。延寶八年六月より川内屋留兵衛が尾去澤銅山を、多分日詰町の伊兵衛を金本として請けたが、同年閏八月になつて取上げとなり藩の御手山(直營山)となつた。三上多兵衛は當時の銅山掛りの役人である。川内屋以前には、延寶七年五月ころ西道尾去澤(西道の内尾去澤といふ記載もある)銅山師喜兵衛・重右衛門の名が見える。しかし同年八月には鹿角中銅山を御手山としたといふから、尾去澤も御手山になつたらしい。延寶六年十一月、西道尾去澤銅を銅山師清兵衛の名で領外輸出してをり、御手山の際にも左平次・清兵衛の名で同じく輸出してゐるが、清兵衛・左平次は鹿角郡の他銅山にも多く關係し輸出銅を扱つてゐて、必ずしも尾去澤を直接稼行した山師であつたと速断するわけにはゆかぬ。天和元年以來、川内屋が再び尾去澤・田郡を請けて稼行し、盛岡の

熊谷治兵衛が金本となり、天和三年に至り、明年より五箇年間(貞享元—元祿二)これまで運上十分の二を十分の一に減じて、さらに繼續請負うことになつた。

さて泉屋支配本といふのは、泉屋が金本を兼ねて稼行したのであらう。それは恐らく延寶七年八月以前のことであることには間違ひない。なほ、この泉屋を盛岡の山師とする説もあるやうであるが、やはり當時の住友の奥羽地方の事業關係より考へても住友と見る方が妥當であらう。喜兵衛・重右衛門と泉屋との關係の有無や、さらにそれ以前に泉屋支配本の事實を徴し得る史料があるかどうか、これはまた將來の研究課題としておかう。——(小葉田)——

⑭ 即ち南部家舊藏「雜書」中次の通りである。

十月十三日

十和田鉛山亦三郎掘出候鉛十分一上候外、正味一萬六百五十七貫目、此固數八百卅固ハ此度他領に相出候間、右ノ通改通可被申也

延寶六年十月十三日

兵 助
 九兵衛
 治太夫

黑澤尻川通改所

四月七日

十和田鉛山ハ泉屋又三良吹出候鉛拾分一指上候外、九千三百六十三貫七百目、固ニシテ七百二十八固、大小數七百四拾三枚、今度他領ニ出候、無相違通可申旨鹿角松山通證文出ス、但シ拾分一千四拾貫五百目、固ニシテ八拾六固、大小九拾八枚

六月十二日

一、拾和田臺藏鉛山ハ泉屋又三郎吹出候鉛拾分一役千百六拾壹貫八百目、固數九拾二固、大小數□□指上候外、一萬五百二十六貫目、固數七百九十八固、今度他領へ遣候間、改通可被申也

延寶七年六月十一日

權太夫

治太夫

兵助

九兵衛

鹿角松山御番所

別子稼行以前の住友鑛業

一、十和田台倉 泉屋亦三郎吹出鉛八千五十一貫九百目

七百十一枚之内十分一鉛八百五貫二百目、八十固、八十枚、殘七千二百四十六貫七百目、六百六固、六百二十三枚他領ニ出、

但末ノ六月七日ヨリ同八月十六日迄床二丁ニ而吹出申分也

延寶七年八月廿四日

黑澤尻川(通改所)

四月四日

一、鉛九千四百五十貫四百目、固數八百拾固、大小數八百二十枚ハ、十和田鉛山仕泉屋又三郎山先與右衛門、未ノ八月十六日ハ申三月廿二日迄、床貳丁ニテ吹出候内拾分一御役指上、殘而右之通他領へ相出候、改通可被申也

延寶八年四月四日

七左衛門

治太夫

兵助

黑澤尻番所

六月十九日

鉛八千九百二十貫百目、固ニシテ七百三十八固、大小數

七百七十三枚ハ、十和田臺倉山ニ而泉屋又三郎掘出鉛拾
分一役取上候外、右之通他領へ出候、改通可被申也

延寶九年四月廿七日

黒澤尻通改所

延寶八年六月十九日

七左衛門

治太夫

兵助

黒澤尻御番所

八月十八日

一、鉛七千二百四十八貫六十目、固ニシテ五百九十五固、

大小數六百二十枚ハ、十和田臺倉山鉛山師又三郎與右衛

門、申ノ六月十三日ハ同八月十五日迄、吹出候鉛十分一

役取上候外、他領へ出候、改通可被申也

延寶八年八月十八日

七左衛門

治太夫

黒澤尻改所

四月廿七日

鉛八千百五十九貫八百五十目、八百三十四枚、六百五十

四固、十和田山仕又三郎與右衛門、申八月十五日ヨリ西

二月十六日吹出、十分一役取上外他領通手形

⑮ 即ち「南部領金山稼候書拔」(森嘉兵衛氏採集)に立石銅山

(秋田縣鹿角郡十和田町)について左の通り記されてゐる。

立石銅山

天和二年石田儀右衛門見立〇中略阿部小兵次と協力採銅したことになる後、

佐藤屋八郎右衛門と申者罷下候節、山元見分致普請仕候

ハ、銅出増ニ相成可申模様ニ付、大坂泉屋正左衛門金主

ニ而八郎右衛門願上候處、願之通被仰付金賦も能普請丈

夫ニ仕出情相働候處、貞享二年之暮雪などにて臺所押潰

シ、八郎右衛門初手代中間迄拾三人及死亡、少々吹出候

銅賣拂各十三人の取仕舞致候由

又、鶴銅山(鹿角郡小坂町)については南部家舊藏「雜書」

の中に次の如き記事がある。尙、泉屋善兵衛の名は住友家

古過去帳に見え、泉屋又三郎については前述した通りであ

る。

延寶八年五月八日

一、泉屋善兵衛運上之鹿角(トキ)鶴銅山炭釜ニ居候炭燒仙北せ

ん□う之内せんとう澤村北主計、百姓權三郎平藏彌藏、
信田藤五郎と申仁之百姓禮兵衛、其外仙北堀廻り村源三
郎、同所伊澤村助市、右六人四月十五日之晚釜屋ニ臥居
候所へ、仙北淺前村之者之由善兵へと申者、五六人ニ而
夜盗ニ入、善兵へと名乗、權三郎首を脇指ニテ押居、金
子渡候へ、働候も是非取可申と申ニ付、無是非金子一兩
二歩被取、其上助市着物壹ツ共ニ取除候而花輪邊を行く
を、同十七日花輪裏町ニ而權三郎其外右之者共見合、金
子返候へと申候へハ、却而善兵へ脇指をぬき切懸り候ニ
付、花輪中嶋之田面ニ而善兵へを打殺ス付、六人之者共
花輪籠舎申付置、御横め伊藤所左衛門、銅山御奉行美濃
部作左衛門、高野儀兵衛、花輪御代官野邊山右衛門、小
枝指清兵へ差候、色々御尋候へ共、右之通申出候、最六
人之者御宿三川屋澤代助并ニ被殺候善兵へ同所御新田居
候源左衛門、花輪裏町惣十郎も同前ニ白狀仕候へ共、夜
盗など仕候ニ、名ヲ名乗候而金子を取、其上善兵へ何事
へも不參居申候へハ、六人者共理不盡ニ善兵へ殺候而、
以後右之通申遣候哉、被盜候も不分明候へ共、双方他領之
者ニ候へハ、達而穿さく仕候も不入物にも見、老中相談

別子稼行以前の住友鑛業

之上銅山元泉屋善兵へ泉屋又三郎にも様爲見届、尤他領か
御用取參居候炭焼共所へ肝煎ニも爲年何も手形爲仕、六
人之者共かも手形を取、領内ニ而左様之儀仕候段不届ニ
候ゆへ、一應遂穿鑿候へ共双方他領之者共ニ候得ハ、達
而不分明儀を尋候ニも不及候間、境目追放申付候段申合、
五月六日ニ鹿角松山境目追放申付、委細右之口書書付に
も有之

又槇山銅山(現在の尾去澤銅山内)については前記「南部領
金山稼候書拔」に次のやうに記されてゐる。

槇山銅山

寛文之比迄相出(金鑛のこと)、以後泉屋又兵衛と申者に被下

山元見届候處、銅氣も宜様ニ相見得、普請致候處、宜鉛
筋ニ見當り、直に銅山ニ願上、延寶年中カ元祿之初迄相働
尙、南部家舊藏「雜書」にも、

十二月廿日

運上遣候事

一、鹿角郡之内駒木山槇山兩所、先年カ金山掘捨古間符
共銅筋有之出聞及候付、來正月カ三ヶ年無擲人望候付遣
候、來年中ニ普請仕付銅鉋出來候ハ、其節床炭役一ヶ

年一丁ニ付拾兩宛差上申管、若銅鉛過分ニ能候者吟味之上役金増上掘可申定、金銀筋ニ逢候者早々注進可仕候、作法之通可申付候、隱密候ハ、可爲曲事

一、炭木取候山用木水之目ハ不及申、所之者構有之候て出入候者吟味候上可申付候

一、吹出候銅ハ十分一役取上候外、他領へ出候望候者證文可遣とも、代官山奉行改させ書付罷出可申候、銅入用ニて買上候者壹兩ニ貳十貫目之積ニ可差上事

右定之通於違背ハ證文可取上事、尤掘捨雖古間歩本山主構有之由申出候者遂僉議可申付者也

延寶八年十二月廿日 治太夫

兵助

七左衛門

出淵助七

いつみや與七郎

六 結 語

以上は現在の資料關係に於いて、纔かに捉へ得た別子稼行以前の住友鑛業の輪廓である。それ

泉屋又兵衛及びいつみや與七郎と住友との關係は、現在のところ分明ではない。花輪町の折戸三郎氏文書に貞享四年八月十二日の又兵衛と徳岡庄右衛門連名の井上市左衛門に宛てた壹歩判二十八兩の金子預り狀がある。(小葉田)註⑫に同じ。尤もそれは銅山としてであつて金山としての稼行ならば更に適り得る譯である。

⑬ 前述住友家古過去帳の泉屋又三郎の歿年から考へて、その稼行が貞享乃至それ以前であつたことが推測される。

⑭ 例へば「諸國銅山見分控」中の諸銅山で「たからの山」に見えぬものが相當ある。又、元祿五年七月稼行許可となつた出羽庄内領大中嶋村鉛山請負の事實(從元祿五年七月至同十三年十月鑛業諸用留)所收)は兩書ともに脱漏してゐる。

は尙多分に、具體性に缺けてゐる。併しこれを以つてしても、兎に角住友が、別子稼行以前甚だ早い頃から、即ち壽濟以來とすれば、凡そ百年も前から、既に銅精鍊・銅貿易のみならず、鑛業にも従事してゐたことは、之を認識し得たと思ふ。かくてこれまでも世界でも類のまれな長年の稼行繼續を謳はれた住友鑛業は、その上限に於いて更に數十年乃至百年を延長することゝなつたのである。さうすれば、こゝに爾後の住友鑛業を觀る眼も更に加へられるものがある筈である。

何よりも先づ着目すべきは、この久しい間の且つ又多方面多様の撓みなき營爲により、住友が最早充分に豊富な經驗を積み得たことは當然で、これが即ち「憚りながら私義は」といふやうな大自信を以つて、困難な吉岡古銅山の更生を企て、同山未曾有の大工事を實施して、遂に莫大な産銅を得、或程度所期の目的を達し得た所以である。而してこの吉岡稼行を機縁として、新たに別子銅鑛を發見すると共に、住友以前の發見者といふ三島村(今の愛媛縣三島市)祇太夫の稼行競願にも拘らず、能く之を凌いでその目的を達し得たのであるが、是れ亦多年の業績に裏附けられた實力が幕府有司の信賴を博し得たために外ならない。新鑛脈發見の先後は、普通の場合その採掘權獲得の第一條件たり得るものであらうが、當時の幕府有司の考は必ずしもさうではなかつた。

この間の消息を窺ふ一つの參考資料となるものは、元祿六年(西曆一六九三年)の吉岡銅山稼行繼續願の際

に見られる幕府當路者の態度である。この場合住友は貞享元年(西曆一六八四年)以來特別の計畫の下に着手した二百間の疏水坑道工事を、前後六箇年半の歳月を費して、元祿四年二月漸く完成し、其の結果多額の産銅を見るに至つた爲め、それ迄に投じた多額の経費を速かに回収し、引續き多大の利得を収めんものと、請負年季の期限に先立つこと七箇月も前に繼續願を提出したのであるが、之に關する代官の幕府への取次上申書を見ると、

方々相觸入札ニも申付候ハ、御運上増シ候而御請仕候者も可有御座様ニ奉存候へ共、

身躰薄者山不案内之者杯御請仕、御山仕損シ、末々御山も捨り申様ニ仕成シ申候而ハ、

如何ニ奉存候間、右介(助)七勘介奉願候通、被 仰付可然奉存候。○介七・勘介は共に住友家の手代

と申述べてゐるのである。一體住友の吉岡銅山稼行は、疏水坑道掘鑿以外にこの老山更生の方途なしとして、當局の諒解の下に、同山未曾有の劃期的工事を起し、こゝに漸くその目的を達成し得たことであるから、住友の同山に對するこの大功よりして、且又その経費さへ未回収の折柄、今更これを他に請負はしめるなどいふことは、常識上考へ得られぬに拘らず、平然と「方々相觸入札ニも申付候ハ、御運上増シ候而御請仕候者も可有御座様ニ奉存候」などいふ言つてゐるところに、當時の幕府有司の鑛業管理態度を見るべきものがある。住友が年季期限の七箇月も前

に繼續願を提出したのも、恐らく他よりの競望に備へた爲で、吉岡銅山に對する住友のこれほどの特殊關係さへ敢て理由とされないとすれば、新鑛脈發見の先後その事のみが、稼行請負認可に關して、必ずしも唯一の理由となり得ないことも、自ら明らかであらう。勿論發見者には山先として或る種の權益が與へられるのが一般である。有司の問題としたのは、さうした因縁關係よりは、如何にして全體的により多くの運上收入を擧げ得るかといふことで、之が爲には、運上歩合の高率と、産銅の多額と、採掘の長期といふことが着眼點となるのである。これ即ち「身躰薄者山不案内之者杯御請仕、御山仕損シ、末々御山も捨り申様ニ仕成シ申候而ハ、如何ニ奉存候」とも言つてゐる所以で、そこに要望されてゐるのは請負人の資本の豊富と稼行の熟練とである。

ところで今別子稼行に就いて見ると、元祿九年の住友の稼行繼續願に際し、何分非常な深山で、破損物入多く、現在以上の運上増額は出來兼ねるとの申出に對し、代官の取次上申書には、率直に之を認め、

委細吟味仕候處ニ、右之者共申通り相違無御座候。縦外ハ御運上増御請仕度と望申者御座候而も、身代薄者山不案内之者杯御請仕候而者、山相續仕場所之様ニ不奉存候間、右之者共願之通被仰付可然奉存候。

と言つてゐて、この山が稼行困難の山と目されたことが知られる。さうすれば最初の発見者が祇太夫であつたとしても、單にそれだけでは、有司が之に稼行權取得を認めるに至らず、従つてその競願がつひに奏功しなかつたとしても已むを得ないのである。之に對し、住友は何と言つても、過去數代に亙り、幕領藩領諸國數多の銅山を稼行し來つて、自他共に許した最も經驗ある鑛業家であり、又古來本邦の銅精鍊及び銅貿易家の統領たる地位をも兼ねた資力確實の事業家でもあり、更に別子稼行出願當時は、こゝ十年來吉岡・幸生の二幕領銅山を稼行中で、別に幕領足尾・栗山兩銅山産銅の外國交易方をも擔當させられてゐるなど、幕府とは格別の關係があつた上に、この別子銅山は吉岡銅山と同一代官の支配地でもあるといふやうな特殊な關係さへあつたのである。

このやうな種々の點より觀察して來ると、住友の別子銅山入手といふことは、單純に曾ての吉岡稼ぎの鑛夫切上り長兵衛の発見報告といふ事のみ基いて、僥倖にも齎らされたといふやうなものではなく、因つて來る更に深い根源のその背後にあつたことが理解されるであらう。從來考へられてゐたやうな住友鑛業史——別子稼行に先立つ僅か十年前、吉岡銅山に於いて始めて鑛業に着手し、しかも失敗の憂目を見たに過ぎなかつたといふやうな、幼稚な鑛業經歷——を以つて

しては、先づ以つて切上り長兵衛の發見報告そのものが既に必ずしも期待出來ず、次には最初の發見を主張した者を凌いでまでも別子銅山を入手し得た可能性も、そんなに簡單には考へられず、且つ又この高峻な深山の困難な稼行に堪え、入山以來逐年躍進的な産銅増加を示し、數年後には本邦銅山最高記録を造るといふやうな驚異的開發成績を挙げ得たかも疑問となる。別子の開發に就いては、從來開坑當年約八十日間に三十二萬斤餘の産銅を得たと言はれたことより、當初の別子銅鑛含銅率の驚異的良好さが先づ以つて想像され、爲に開發成績の良好も唯漫然と専らこの僥倖に基くかのやうにも錯覺されてゐるが、事實は開坑當年の産銅は一桁下位の三萬二千斤餘の誤りであるから、あの開發の好成績も決してそのやうな偶然の僥倖ではなく、矢張り久しい歴史に培はれた實力に負うたところこそ最も多かつたのである。更には元祿十五年、幕府の勘定奉行は近年の産銅減少を憂へ、産銅振興策諮問の爲に、特に大阪より住友と大坂屋とを招致して意見を徴し、住友は之に對し幕領藩領の諸銅山稼ぎ方に就き堂々數十箇條の意見を具申して、奉行の期待にかなひ、爾後の經營上甚だ好意的な取扱を受けることゝなつたのであるが、この本邦鑛業史上の重大事實なども、住友の數代數十年乃至百年にも互る長期の豊富な鑛業經驗を認識することにより、始めて眞によく理解し得られるので、從來のやうな單純な知見——處女稼行の吉岡銅山

には失敗し、偶々僥倖に大成功を収め得たといふ別子稼行の経験も、當時までには尙僅々十箇年に過ぎないといふ程度の鑛業実績——を以つてしては、かゝることは寧ろ不可解な異常事象とせられるであらう。而してこの時住友は今後の一般的産銅振興策の最も根本的なものゝ一つとして、鑛業經營に於ける古來の通例たる年季請負制撤廢の絶対必要性を、種々の理由を具して力説したが、これは即ち自家の長い實際經驗に基き、能く鑛山經營の本質を把握して、從來一般の缺點を最も適切に指摘し、今後の嚮ふべき方向を極めて明快に指示したもので、その結果さしにも獨善的な當局をも動かし、遂に別子については、一應五箇年を年期として次々と繼續し、實質的には永代請負を認められるといふ劃期的な事實を見るに至つたのである。されば別子銅山はもとより住友鑛業の初發ではなくして、實にその一つの完成であり、長期に亙る多方面多様の撓みなき辛苦の營爲が、こゝに時を得て花咲き實つたものであることを、牢記しなければならぬ。まことに「ローマは一日にして成らず」。堅實なる繁榮の道は長き撓まぬ營爲の中にこそ通ずるを觀るのである。

註

①「備中川上郡吹屋村御山用控」所收。

②「別子銅山公用帳書番」所收。

附 録

元祿十三年辰五月の覺

元祿十五年の諸國銅山覺

元祿十六年の諸國銅山覺書

主要銅山出銅高の覺

解題

こゝには元祿期銅山の覺書類を蒐めて見た。全國銅山については「たからの山」・「諸國銅山見分控」など重要な資料があるが、これらについては、後輯に詳述するので割愛した。その他、本叢考第九輯附録「延寶二年十一月十四日附泉屋・銅屋連署訴狀」附たり「銅山覺」及び「元祿五年三月廿六日附銅屋訴狀」附たり「御公儀御銅山」も延寶並に元祿期の銅山についてのよい資料である。

元祿十三年辰五月の覺

元祿十三年(西曆一七〇〇年)五月、元長崎町年寄、當時唐蘭商賣元締代物替運上方役の高木彦右衛門は江戸下向の途次大阪に立寄り、銅屋仲間に輸出銅に關して種々問合せてゐる。この覺は銅屋仲間より提出したものである。第二項は當時全國銅山分布の概況がわかるよい資料である。又、元祿十一年輸出銅定額八百九十萬二千斤の實施を見、幕府當局はその體面上定額の集荷を必要とし、桔梗屋又八の定額銅輸出一手請負のことなどあつたが結局うまく行かず、再び十二年度より銅屋

仲間に命ぜられることにはなつたものゝ、もともとその定額の決定に無理があつたためその長崎廻送は矢張り容易なことではなかつたらしい。十三年度の見込は前年より更に百五十萬斤程も減ずるといふことであつたから、長崎奉行は甚だ憂慮して銅の生産購入並に長崎免稅等について積極的に配慮するところがあつたが、結果は豫想以上に減り鍔銅・古地銅の外更に丁銅・間吹銅をも加へ、漸く五百十二萬六千四百餘斤といふ有様であつた。この覺の輸送計畫も亦これに關するよい資料である。〔從元祿五年七月至同十三年十月鑛業諸用留〕所收

元祿十五年の諸國銅山覺

前述の如く元祿十一年より幕府は定額輸出銅の制を實施したが、結果は豫測通りには運ばず、その上生憎其頃より日本の産銅は漸減した。苦しんだ幕府は元祿十四年大阪の石町に銀座の加役として銅座を設け、從來の自由取引を停止し、住友以下の銅吹屋をその支配下に收めて銅の集荷精鍊貿易を運營することにした。これにつき幕府の勘定奉行荻原重秀は翌十五年正月、産銅振興諮問のため業界代表として泉屋(住友)と大坂屋とを江戸に招致して意見を徵し、これに對し泉屋の當主友芳は幕領・藩領の諸銅山稼ぎ方に就き數十箇條の意見を具申して奉行の期待に叶ひ、爾

後の經營上甚だ好意的な取扱を受けた。この「諸國銅山覺」は同じく在府中二月十一日友芳が持參出頭したものと控である。二十三箇國百三十の幕領・藩領の銅山名を掲げてゐて、次の元祿十六年の「銅座御用扣」中にある「諸國銅山覺書」と共に元祿末期の全國銅山分布状態を知る貴重な資料であらう。〔備中銅山 豫州銅山〕元祿四未年の諸願扣〕所收

元祿十六年の諸國銅山覺書

この覺書は元祿十六年七月、その筋よりの申付に依り江戸在勤の泉屋の手代孫兵衛・大坂屋八右衛門〔恐らく大坂屋の手代であらう。〕連名にて銅座へ提出したものと控である。前年泉屋の當主友芳の持參した「諸國銅山覺」と比較すると次の諸點に氣付く。先づ國別では大和・周防・備前・安藝・石見・甲斐・越後・伊豆・相模・近江・河内の諸國が増え、越前・因幡がなくなつてゐる。又銅山では六十五山が新らしく追加され、前年にあつた銅山名でないものは野瀬・名來・佐野・根津谷・仲野・小川の六山である。又、陸奥・出羽兩國の銅山については混同多く、殊に出羽については陸奥に入るべき南部領の白根はじめ十五山を出羽に入れてしまつてゐる。この點元祿十五年の方が正しい。〔元祿十六年未正月吉日〕銅座御用扣〕所收

主要銅山出銅高の覺

元祿末期の全國主要銅山十四箇所の出銅概況を知る好個のものである。
所收)

〔元祿十六年未正月吉日
銅座御用扣〕

右諸資料の印刷に當つては、底本の原形を存するに勉め、當字・略字等は成るべく舊に據つた。又場合により側傍に（）を附して適宜註記を加へた。振假名のゴヂックは原本では朱書である。

元祿十三年辰五月の覺

覺

一 當春の五月十三日迄古來銅屋共の長崎に指下シ候銅

高百六萬三百斤

棹銅并延銅古地銅共

外ニ五千斤

古來銅屋之外堺日野屋甚右衛門と申方積下し候由及承候

一 五月十四日と六月晦日迄大坂積出シ可申と存候銅

凡百萬斤

但地銅之出方例年之通ニ仕諸事都合能御座候積リニて如此

一 銅山有之國々者

紀伊 拾六ヶ所 出羽 拾ヶ所 陸奥 拾貳ヶ所 伊與 三ヶ所

日向 山數不分明 但馬 三ヶ所 備中 七ヶ所 備後 三ヶ所

長門 山數不分明 攝津 下野 佐渡 越前

山數不分明
以四ヶ國
以上四ヶ國
多候ニ共
少分ニ御座候

石見 飛驒 志摩 伊勢 美濃 土佐 越前

以上拾ヶ國ハ
一ヶ所ツ、銅之
出ハ少分ニ御座候

附録 元祿十三年辰五月の覺

一 右山々出申銅高壹ケ年ニ凡八百萬斤積り

此内凡百萬斤ハ 日向國銅又ハ於山元ニ白銀吹拔鑊銅ニ而
指越候様之銅故此鑊銀凡ニも難計候

殘テ七百萬斤

此鑊銀凡八百貫目餘可有之歟と存候

右何も大概之積り就中鑊銀之儀者猶以大推量御座候以上

辰五月

元祿十五年の諸國銅山覺

諸國銅山覺

									一	一
									紀	攝
									伊	津
									國	國
									銅	銅
									山	山
									多	御代官所
									田	銅
									キ	山
									永	野
									谷	瀨
									車	
									取	
									伊	名
									豆	來
									谷	
									大	
									黑	
									谷	
									根	
									津	
									谷	
									大	
									河	
									內	
									三	
									寶	
									松	
									圓	
									滿	
									地	
									尾	
									呂	
									者	
									犬	
									山	
									路	
									喜	
									谷	
									田	
									垣	
									小	
									坂	

附錄 元祿十五年の諸國銅山覺

和地

ノ三十七ヶ所 紀州様御領分

一伊豫國銅山

御代官所
別子

立川 大鉢 六谷 大淵

東山 西川 大久喜 川來須

ノ八ヶ所 松平左京大夫様御領分

一丹波國銅山

榎原 細谷 西谷 大見坂

一但馬國銅山

御代官所
明延 同 生野

松平伊賀守様
宮垣 寺谷

一播磨國銅山

本多中務大輔様御領分
櫻山 鉾谷

一備中國銅山

御代官所
吹屋村銅山 同 小泉

安藤長門守様御領分
喜多方 吉井

一備後國銅山
松平安藝守様御領分
八坂西條
荒谷
福山

一長門國銅山
鳥帽子山
東山
一ノ淵
秋谷

大瀧
藏目喜サキ
瀧下
綾木

大平山
寶辨
長須子

メ拾壹ヶ所
松平大膳大夫様御領分

一日向國銅山
猿渡延岡
那須

一佐渡國銅山
鶴子山
本重熊澤
小川

一陸奥國銅山
尿前ウラノ
本重熊澤
小川

メ四ヶ所
松平陸奥守様御領分

白根
崎山
狼倉ウノク
荒身澤

榎山
立石
尾去澤
下前

惡戶澤
水澤
當樂澤ウツラ

宇根倉
雞トキトラ

メ拾四ヶ所
南部信濃守様御領分

尾太 津輕越中守様御領分

一出羽國銅山 永松 幸 熊取澤

メ三ヶ所 戸澤上總助様御領分

御代官所

幸^{サチ}生^ウ

小澤 三枚 七十枚 黒瀧

市又 二ノ又 板木澤 天狗平

大澤 榎澤 打當 舟木

炭谷 大葛 茅草

メ拾五ヶ所 佐竹右京大夫様御領分

一伊勢國銅山 治田 御代官所

一上總國銅山 沼田 同 斷

一美濃國銅山 妙地山

一土佐國銅山 大喜多川 松平土佐守様御領分

一	越前國銅山	西谷	
一	阿波國銅山	神領	松平淡路守様御領分
一	因幡國銅山	平和	松平伯耆守様御領分
一	志摩國銅山	鳥羽	松平源治郎様御領分
一	飛驒國銅山	和佐保	
一	下野國銅山	足尾	御代官所

都合 百三拾ヶ所

元祿十六年の諸國銅山覺書

諸國銅山覺書

津國

御代官所

多田

生野

赤松銀山

川尻

大和國

吉野ノ内

紫蘆山

十津川

紀伊國

永野

永谷

車取

伊豆谷

樋谷

籠尻

大黒谷

平野

芦谷

藏土

澤根谷

仲谷

(十五年分ノ野)

大谷

小淵

大河内

東山

湯谷

谷口

三寶松

南山

鉉谷

熊瀨

圓滿地

折着

室谷

柏原

尾呂者

西河

讓谷

尻見

大山路

小坂

(十五年分ハ尤)

附録

元祿十六年の諸國銅山覺書

伊豫國

喜谷 田垣

二ノ藤 和地

御代官所
別子 松平左京様

大鉢 大淵 六谷

東山 西河

大久喜 川來 須

一柳權之丞様
大橋 千原

出淵 大ふご

うわ島ノ内
奥谷 一柳兵部様

小松

土佐國

同 猿か瀧

松平土佐守様
大北河

阿波國

神領 烏帽子山 東山

一ノ淵 秋谷

松平大膳様
大瀧 藏目喜

大平山 (實ノ) 室辨

瀧ノ下 綾木

周防

山代ノ内
永浪 延岡

猿渡 那須

長須子

日向國

松平安藝守様
八坂 荒谷

荒谷 福山

新庄 荒田

荒谷 福山

	備前	安藝國	備中國	播磨國	佐渡國	但馬國	石見國	丹波國	奥州
	松平伊豫様		御代官所	本多中務守様	御代官所	御代官所		俣利兵部様	松平陸奥様
	金川	三原	吹屋村	竹邊	〇杉原	鶴子山	荷上り	榎原	本重
									二ツ森
	吉井		小泉	坂本	〇平兵衛山	生野	田淵	銅丸	尿管
									笹谷
	倉敷		柳瀬	宇根	〇三右衛門山	宮垣	中瀬	久喜銀山	川内
									熊澤
			吉井	布瀬	寺田	寺谷	中山	大見坂	砂金
									檜原銀山

附錄 元祿十六年の諸國銅山覺書

羽州

内藤能登様

姥懷

會津御領内

米澤御領

北河

黑澤

五萬堂

石か

下長

崎山

立石

戸澤

字根倉

尾去

河原澤

本道

白取澤

會津

蟬ヶ平

沼崎

大石田

森金山

井見立數ヶ所

狼倉

尾去澤

水澤

幸生

寺鉛山

酒井左衛門様

大中嶋

串引

吉田山

當樂澤

下前

荒身澤

香澤

鹿か頭

白根

榎山

西戸澤

岩ヶ澤

幸取澤

間澤

横澤

新庄領

方銀山

延澤

御代官所

蒲生

鍛子岩

烏川

瀧銀山

南部御領

榎山

西戸澤

岩ヶ澤

幸取澤

間澤

横澤

新庄領

方銀山

延澤

津輕ノ内

戸澤能登様

御代官所

永松

幸生

寺鉛山

酒井左衛門様

大中嶋

串引

吉田山

當樂澤

下前

荒身澤

香澤

鹿か頭

白根

伊勢國 美濃國 甲斐國 上總國 飛驒國 志摩國 下野國 越後國 伊豆國

佐竹様

小澤

一ノ又

藤琴

舟木

荒河

御代官所 治田

妙地山

甲府様

御座石山

御代官所 沼田

松平源次郎様

和佐保

御代官所 足尾山

西谷

土肥銀山

三枚又

二ノ又

大澤

炭谷

赤澤

大開キ

茅草

榎山

大開キ

大葛

中山澤

打當

天狗平

孫彦山

栗山

七拾枚

坂坂ノ木澤

榎山

茅草

大開キ

大葛

中山澤

打當

天狗平

孫彦山

栗山

太峯山

太峯山

附録 元祿十六年の諸國銅山覺書

附錄 元祿十六年の諸國銅山覺書

大久保加賀守様

相模國 足柄山

近江國 高津畑

河内國 二丈かたけ

メ貳百拾壹ヶ所 外ニ播州ノ内三ヶ所此方ニて
書添申候メ貳百拾四ヶ所也

右之通御座候以上

未七月十九日

大坂や 八右衛門 無印

銅座御役所

泉や 孫兵衛 同

主要銅山出銅高の覺

於江戸下村甚兵衛殿に御頼ニ付銅所より出高之
書付孫兵衛に遣候寫

覺

一 紀伊國熊野之内銅山

但銅壹ヶ年ニ凡拾六七萬斤も出申様ニ承候

一 伊豫國別子銅山

但銅壹ヶ年ニ凡貳百四五拾萬斤より六七拾萬斤

計も出申候尤其年々之様子ニは是は高下御座候

一 伊與國立川銅山

但銅壹ヶ年ニ凡拾六七萬斤も出申候哉前方者少く

是は重サ出申様ニ承候へ共近年之義者存不申候

附録

主要銅山出銅高の覺

一 備中國吹屋村銅山

但銅壹ヶ年ニ拾六七萬斤も出申候是ハ去年より又々取立申山之義ニ御座候故此後ハ段々重サ出可申様ニ奉存候

一 奥羽仙臺之内尿管前銅山

但銅壹ヶ年凡拾萬斤計も出申様ニ承候

一 同所熊澤銅山

但銅壹ヶ年ニ凡拾五六萬斤も出申様ニ承候

一 同南部之内白根銅山

但銅壹ヶ年ニ凡六七萬斤も出申様ニ承候

一 同所水澤銅山

但銅壹ヶ年凡貳拾萬斤計も出申様ニ承候

一 奥羽尾去澤銅山

但銅壹ヶ年ニ凡三拾萬斤計も出申候哉前方者宜敷銅山と之様ニ承候得共近年之様子承不申候

一同所當樂銅山

但銅壹ヶ年ニ凡六七萬斤も出申様ニ承候

一同所會津之内蒲生銅山

但是八一兩年已來、普請山ニ而御座候

銅山者宜敷様ニ承候銅出高之義ハ未承候

一出羽國秋田之内銅山

但銅一ヶ年ニ凡百五六拾萬斤も出申様ニ承候

一同所新庄之内永松銅山

但銅一ヶ年ニ八九拾萬斤、百萬斤計も出申様ニ傳承候

一下野國足尾銅山

但銅一ヶ年ニ凡貳三拾萬斤餘も出申様ニ承候

ノ

右之外所、出申様ニ承候得共委細之義
不奉存候勿論此書付之儀も荒方及承候分

附録 主要銅山出銅高の覺

如此ニ御座候以上

九月十七日

下村甚兵衛様

泉屋

孫兵衛

後記

本輯は住友鑛業史上、別子開發による元祿の開花期に至る迄の前史をなすものである。住友は別子銅山稼行以前相當の年月少くとも業祖蘇我理右衛門以來一貫して鑛山稼行を續けた本邦一流の鑛山家であつた。本文にも述べた如く、別子開坑以前の稼行山はその確實なもののみでも十一箇所を算し、その他出資關係及び稼行未確認のものについても數箇所が判明してゐる。

寛文中東北地方銅山開發期に當り、江戸中橋に鑛山經營のための出店を設けたと言はれるが、住友の積極性とその活躍をうかゞはせるものとして興味深いものがある。

尙、昨年十一月、斷片的乍らも割合部内記録の殘る東北地方稼行山中重要な幸生・永松兩銅山につき現地調査を試みた。幸ひ幸生關係資料については種々成果を擧げ得、従つて本文もそれにより大幅に補訂した。天候にわざはひされ永松は斷念せざるを得なかつたが、後日は非再調査の機を得たい。

本輯の刊行に當つても、京都大學教授小葉田博士の懇切なる御指導と關係資料の御貸與並に御校閱を賜はつた。又、東北地方現地調査に際しては、古河鑛業株式會社・山形大學及び宮城・山

形兩縣關係御各位より多大の御教示並に御配慮を忝うした。

昭和三十四年初夏

修
史
室

昭和三十四年初夏
昭和六十二年八月二十五日
初版發行
初版第二刷發行

658 神戸市東灘区住吉本町三丁目四番二四号
編纂發行 住友修史室
601 京都市南区唐橋門脇町二八
印刷 河北印刷株式会社